

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第394号)

平成17年8月11日

横 情 審 答 申 第 394 号

平 成 17 年 8 月 11 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮詢について（答申）

平成16年11月4日教総第413号による次の諮詢について、別紙のとおり答申します。

「教育委員会臨時会（平成16年2月24日開催）の会議録のうち、教育長一般報告（万騎が原小学校の不登校問題について）に係る学校教育部長の説明部分」の開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮詢

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「教育委員会臨時会（平成16年2月24日開催）の会議録のうち、教育長一般報告（万騎が原小学校の不登校問題について）に係る学校教育部長の説明部分」を特定し、開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成16年2月24日教育委員会（臨時会）松永部長が説明した内容（議事録）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成16年8月10日付で「教育委員会臨時会（平成16年2月24日開催）の会議録のうち、教育長一般報告（万騎が原小学校の不登校問題について）に係る学校教育部長の説明部分」（以下「本件申立部分」という。）を特定して行った開示請求却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件申立部分は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第17条第3項に該当するため却下したものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立部分は、市民情報センターで公開されていることから、本項に該当し、開示請求却下とした。
- (2) また、異議申立人（以下「申立人」という。）が請求している会議録及び配付資料以外の学校教育部長が当該案件を説明した際に用いた資料については、学校教育部小中学校教育課（児童・生徒指導担当）で該当する文書の存在を確認したところ、学校教育部長の説明は配付資料によって行われており、他の資料は作成されておらず保有していないため、開示請求却下処分は妥当であると考える。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分の取消しを求める。
- (2) 教育長一般報告並びに学校教育部長説明部分の会議録、要点筆記、説明資料等の

情報について、存在していないとか、あるが行政文書ではないという説明であった。そのような文書管理をしている行政機関が存在しているとは考えられない。説明資料は「新聞以外にそれに類するものが在る」との説明が教育委員会からあったので、存在しているものがある筈である。教育委員会は「その書類」に対する調査を約束したが、以来 2 度にわたって説明を求めたところ全く回答がない。このような態度は全く無責任と言わざるをえない。

同時に、当時の学校の状況を考慮するに、教育委員会自体が問題の実態を正確に把握していたとは考えられず、その説明部分に当然真偽の部分が存ると推察出来る。当日は傍聴人等第三者の同席もあり、その場で当事者である私どもの知らない事実が語られ、当然ながら真実で無い情報が伝わった懸念も在る。説明部分の開示無くしては、事実訂正の機会を当事者は逸する事となり、当該児童への今後の学校教育を継続するに多大な不利益を受ける可能性が生じてしまう。知る権利と説明部分を訂正する権利を私どもは当事者として保障されるべきだと考える。同時に万が一にも説明資料の存在を否定するのであれば、当時の学校教育部長は何を持って説明したのか、この事実の説明責任がかえって発生すると考えられる。

(3) 娘が書いた中田市長への手紙の記事が新聞に出たのは、平成 16 年 2 月 19 日のこととで、臨時の教育委員会があったのは同年 2 月 24 日である。当時の校長と副校長は、「教育委員会にこの記事がでてすぐに、事情説明に呼ばれた」と、自分たちの口で、2 月 21 日と 22 日両日にはっきりと言った。その上、当時の臨時の担任教諭は、校長たち 2 人が、2 月 20 日にクラス委員らとの面会の約束を、何の連絡もせずに反故にした理由として、「教育委員会に呼ばれて行っている」との説明をしている。責任者の学校教育部長がそれらの報告を受けないままで、24 日の会議に出たとは、通常の常識の範囲では考えられない。当然校長たちからの事情聴取の報告を踏まえた上で、学校教育部長からなんらかの事情説明が委員各位に、この会議であったと考えるのが当然ではないか。

しかも、議事録には 24 日当日の神奈川新聞にのった「高校入試制度についての記事」に対して、教育委員から出された質問に学校教育部長はきちんと答えている。同じ新聞記事について、この件では学校教育部長の発言も、その後の教育長の発言も、議事録には公表されている。しかしそれなのに、私どもの件に対しては、当事者からの開示請求であるにもかかわらず、何もない。会議での内容をまったく出されないのは、余りに不自然である。

(4) 議事録というものは、発言者の言質を克明にとり、発言者の責任を明確にするものではないのか。インターネット等を含む現在の会議録の開示内容では、行政機関として市民に対する説明責任を果たしているとは思われない。これら一般報告と説明部分の削除された内容では、教育行政を進める組織としての責任意識が反映されず、教育委員会が何をどう考え、判断しているのかがまったくわかりづらいものである。教育委員会は他の行政から独立したところで、民意を反映しながら教育行政を進める狙いで始まった制度である。情報開示無くして民意の反映があるのか。それゆえ、まずは会議録等のより積極的な公開を望む。現在の開示内容のままでは、今後も起こり得る様々な問題に対して、教育委員会としての対応の弱点ならびに矛盾が現存している事を認めているばかりか、国や他の行政と比較して横浜市教育委員会の行政文書作成・管理の自信の無さを露見している。現在はあらゆる場面で教育改革が叫ばれている。地方分権や情報公開の流れが教育行政への住民の役割を、これまで以上に重要と位置付けたものであると考えると、行政としての説明責任を果たす意味合いにおいて教育委員会のより明確な情報開示への努力を求める。

(5) 要点筆記について、それは行政文書ではなく筆記した人の個人的なもので、既に破棄したとの内容を書面でいただいたが、その個人的なものという解釈が納得できない。個人的なものであれば、要点筆記を直接購入したり、借りることも自由ということになる。民間ではその様な事は通用しないし、今回、他の複数の自治体に、議事録作成時の職員の要点筆記を、個人的に用いたものと考えていいのかどうか、どのような認識なのかを尋ねたところ、行政文書として確定されたものであるかいなかの論点は別にしても、決して要点筆記を個人的に用いたものとしての認識はしていないとの返事だった。要点筆記を個人的なものと判断するのであれば、ここでは全く別の視点から、問題となる面があるのではないか。

今までに、開示もしくは閲覧された行政文書に書記2人がサインした行政文書はない。横浜市教育委員会会議規則第35条、第36条及び第37条に基づく行政文書を書面で開示してください。また、その文書において学校教育部長説明部分が削除されていた場合、それは教育長の命じであるので、その命じた証拠と事由を書面で開示してください。

(6) 最初に訪問した際、教育委員会より、口頭にて議事録は無いとの発言を受けた。その後、新聞記事の開示があった。また、妻の情報開示請求に対し、後日、新たに開示される資料があり、今までの手続の様子から、教育委員会の発言、情報開示に

に対する不信感がある。

新聞記事のみで教育長一般報告に係る説明を学校教育部長がしたのであるならば、行政として大変怠慢と思わざるを得ない。自分たちのスタッフの手で第三者として独自に調査し、公平で事実に基づいた報告をなぜしなかったのか。娘の不登校の問題と軽度障害児に対する担任教師の暴力の問題の核心はそこにある。新聞記事は事実を全て物語っているわけでもないし、ある一断面を切っただけである。

単純に考えても、教育委員会の会議を傍聴した人は、内容を知ることが出来、当事者の私どもがそれを知ることができないシステムの欠陥がもうひとつの大きな問題である。実態が、市長のコンセプトと大きくかけ離れている。

5 審査会の判断

(1) 教育委員会会議録について

教育委員会の会議には、毎月開催される定例会と必要に応じて開催される臨時会があり、各会議について会議録が調製されている。横浜市教育委員会会議規則（昭和23年11月横浜市教育委員会規則第3号）において、会議録には、必要事項を記載すること、教育委員会において定めた2人以上の委員が署名することなどが規定されている。

(2) 本件申立部分について

平成16年2月24日に開催された教育委員会臨時会（以下「本件会議」という。）の議事次第は、「1 前回議事録の承認、2 教育長一般報告、3 請願書陳情書等審査、4 審議案件、5 その他」となっており、本件申立部分は、「2 教育長一般報告」で行われた学校教育部長の説明について本件会議の会議録（以下「本件会議録」という。）に記録されている部分である。

当審査会は、申立人が開示請求書に学校教育部長により説明された「内容（議事録）」と記載していることから、本件会議録以外に学校教育部長の説明内容が記録されている行政文書の存否についても検討することとする。

(3) 条例第17条第3項の該当性について

ア 条例第17条第3項では、「この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。

イ 実施機関は、本件会議録は市民情報センターにおいて市民の利用に供することを目的として収集し保存している資料であり、条例第17条第3項に該当するため、開

示請求を却下したとしている。

ウ このため、当審査会では、本件処分の妥当性について検討するため、平成17年5月26日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 教育委員会の会議は原則として公開で行われているが、人事に係る事項等は会議の議決により非公開としている。また、会議の録音は行われていないため、テープ等の録音媒体による記録はない。

(イ) 「教育長一般報告」は、前回の教育委員会会議の日以降にあった教育委員会に関連する動向について、教育長から各委員に対して審議案件に入る前に簡潔に報告するという趣旨で行われている。当該報告は、教育長から報告するのが通例となっているが、所管部長等から報告する場合もある。

(ウ) 本件会議における学校教育部長からの報告は、万騎が原小学校の問題が平成16年2月19日及び20日に新聞報道されたため、報道後直近の教育委員会会議となった平成16年2月24日の臨時会で、新聞各紙の記事の写しを資料として報道に至るまでの事実経過を大まかに報告したものである。不登校問題について調査した結果を詳細に説明したものではない。この際に、学校教育部長が会議で説明するための要点をまとめた原稿等を個人的に用意した可能性は否定できないが、当該原稿等の存在は確認できておらず、実施機関として作成した資料も存在しない。

(エ) 教育委員会会議の会議録は、会議に出席している教育委員会事務局職員である書記2人が要点を筆記したメモを基にして原案が作成されている。作成された会議録の原案は、次回以降の教育委員会会議に諮られ、教育委員の承認を受けた上で、教育委員2人の署名を添えて行政文書として会議で配付された資料と合わせて保管される。

(オ) 会議録の記載内容については、事務局の説明部分を説明者と案件を記した一行のみとし、説明後の質疑及び討論を詳しく記載するようにしている。事務局の説明は、会議の配付資料に沿って行われるため、説明後の質疑及び討論を中心に記載することにより、保管されている会議録と配付資料とを合わせれば、会議の概要を確認できるようにしている。

なお、本件会議録に記載されている高校入試制度に関するやり取りは、「その他」の事項の中で教育委員の質問に対して答えたものであり、質疑を記録するという会議録の記載内容に沿ったものである。

- (か) 書記による要点筆記については、会議録作成のため担当職員が個人的に用いているものであって組織としての共用文書の実質を備えておらず、会議録の原案を作成し、教育委員会会議で承認を受けて会議録として確定した後に廃棄されている。また、個人的なメモであるため、廃棄等の管理は職員個人が行っている。
- (†) 本件に係る会議の配付資料については、新聞記事のみであり、別途、所管課で既に開示している。

エ これらの実施機関の説明を踏まえて、当審査会は、次のとおり検討を行った。

- (ア) まず、教育委員会が保存している本件会議録と市民情報センターに配架されている本件会議録とを見分したところ、教育委員会保存分については、委員2人の署名及び陳述者の氏名が記録されているのに対し、市民情報センター配架分についてはこれらが記録されていない点に相違が認められたが、本件申立部分については相違がなく、「万騎が原小学校の不登校問題についての説明」の一文のみ記録されていることが認められた。

このため、本件申立部分については、市民情報センターにおいて市民の利用に供することを目的として収集している資料の一部であるから、条例第17条第3項の規定に該当すると言える。

- (イ) 次に、本件会議録以外の学校教育部長の説明内容について記録された行政文書の存否について検討する。

教育委員会の会議録は、会議の際に書記2人が要点を筆記したメモを基にして作成されているが、会議録作成後に要点筆記のメモは廃棄されており、また、当該メモは、職員が個人的に用いるものであって行政文書には該当しないと実施機関は説明している。

教育委員会の会議録は、教育委員会事務局の職員が書記として要点を筆記したメモをとり、当該メモを基に横浜市教育委員会会議規則に基づき原案が作成され、委員2人以上の署名を得て確定されているものである。このような手続を経て教育委員会の会議録が作成されていることから、2人の書記は会議録作成という職務のために要点筆記を行い、また、書記は各自が作成した要点筆記のメモを持ち寄り、その内容を総合して会議録の原案を作成していると考えられる。このため、要点筆記は会議録の原案を作成するために職務上行われ、その成果物であるメモは会議録作成に当たり職務上必要な資料

として利用されていると解することが相当であり、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものと判断され、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当すると言える。そして、要点筆記のメモは、会議録の原案を作成するための資料であることから、行政文書として適切に管理することが求められるものである。したがって、要点筆記のメモを個人メモとして取り扱い、各個人の判断で廃棄していたことは、文書管理上適切な措置とは言えない。今後は、行政文書として適切に管理し、廃棄時点等の管理基準を明確にすることを強く求めるものである。

(ウ) また、学校教育部長は新聞記事のみを用いて新聞報道までの経過説明を行ったと実施機関が説明していることから、当審査会で実施機関が申立人に開示している万騎が原小学校の不登校問題についての説明資料の見分を行ったところ、説明資料は、平成16年2月19日及び20日の新聞記事の切り抜きのみであった。当該説明資料には、どの案件に関する資料であるかの表示や説明内容に関する記述はなく、本件会議録の「万騎が原小学校の不登校問題についての説明」との記載と考え合わせても、この資料からは本件会議において学校教育部長からどのような説明が行われたのかを推測することは困難と考えられる。さらに、実施機関は報道に至るまでの経過を説明したとしているが、配付資料の新聞記事だけで経過について説明できるのか疑問である。一般的には、会議で説明する際には要点をまとめた原稿等を用意するものと考えられることから、会議録と配付資料により会議の概要を確認することができるという実施機関の説明に対して、別途資料があるのではないかとの疑問を申立人が抱いたことは肯けるところである。

しかし、当審査会では、学校教育部長の説明原稿等の存在を認められず、新聞記事のほかに学校教育部長の説明内容について記録された資料の存在も確認できなかったため、新聞記事のほかに学校教育部長の説明内容が記録された行政文書は存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る確証を得ることはできなかった。

オ このように、本件申立部分については条例第17条第3項に該当し、そのほかに本件請求の対象行政文書が存在しているとは認められないことから、当審査会は、本件処分は結果として妥当であると判断せざるを得ない。

なお、当審査会としては、会議録及び配付資料から事務局の説明内容が市民に理解できるようにするため、配布資料の内容を分かりやすくしたり、会議録に説明内容を記載することが適当であると考える。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件請求を条例第17条第3項に該当する文書に対するものとして却下した決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 16 年 11 月 4 日	・実施機関から諮問書及び開示請求却下理由説明書を受理
平成 16 年 11 月 19 日 (第 49 回第一部会) 平成 16 年 11 月 26 日 (第 50 回第二部会)	・諮問の報告
平成 16 年 11 月 30 日	・異議申立人から意見書を受理
平成 17 年 1 月 4 日	・実施機関から開示請求却下理由説明書(追加説明)を受理
平成 17 年 2 月 2 日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成 17 年 4 月 8 日 (第 292 回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成 17 年 4 月 14 日 (第 59 回第一部会)	・審議
平成 17 年 4 月 28 日 (第 60 回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成 17 年 4 月 28 日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成 17 年 5 月 26 日 (第 62 回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成 17 年 6 月 9 日 (第 63 回第一部会)	・審議
平成 17 年 7 月 14 日 (第 64 回第一部会)	・審議